

千葉県入札監視委員会平成30年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成31年1月25日（金） ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」	
委員	寺部 慎太郎(東京理科大学工学部教授) ○ 轟 朝幸 (日本大学工学部教授) 永井 香織 (日本大学生産工学部准教授) ◎ 柳 久之 (研修講師) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に33件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に12件(17者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

## 審議事案概要

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 社員が贈賄容疑で逮捕されたことを理由として指名停止となった業者がいるが、逮捕後に不起訴となる可能性もあるため、「容疑」の段階で指名停止を行うことは適当ではないと考えるがどうか。</li><br/><li>○ 指名停止の時期が重複している業者がいるが、このような場合は、最長の方の期間をもって指名停止期間が終了するということか。<br/>指名停止時期の重複が生じた場合には、期間の延長を行うなどの措置を講じるべきだと考えるがどうか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 指名停止については、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき判断をしており、贈賄の場合は「贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき」が要件とされており、「逮捕」という事実をもって指名停止を行うこととしている。</li><br/><li>○ そうである。<br/>期間を延長するなどの措置は行っていない。</li></ul> |
|---|---|

意見・質問	回 答
<p><b>事案1 一般競争入札</b>  <b>【第二北総～成田線第5号（その8）</b>  <b>φ600mm送水管布設工事】</b></p> <p>○ 本案件では、5者が低入札価格調査の対象となったが、全者とも調査報告書を提出せず、「人員不足」や「調査報告書の提出が期限に間に合わない」ことを理由に「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」を提出し、調査を辞退している。</p> <p>低入札価格調査についてはこれまでの委員会でも度々議論してきたが、どうしたら調査報告書を提出してもらえるのかということも含めて問題提起したい。</p> <p>○ 全ての案件で低入札価格調査報告書の提出期間を5日間としていることについて、工事の設計金額によって積算のボリュームも異なるので、案件ごとに低入札価格調査報告書の作成にかかる負担も異なると思うが、どう考えるか。</p>	<p>○ 千葉県では、低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）に準じて、調査基準価格を設定しており、これを下回る価格で入札した者に対しては、低入札価格調査を実施している。ダンピング受注のおそれがないかどうかを調査するため、低入札価格調査報告書の提出を求めているところである。</p> <p>御指摘があった内容について、調査報告書の提出期間である5日間は、他の都道府県での取り組みを調査した結果等を踏まえ、平均的な数字だと認識している。</p> <p>○ 発注者としては、入札に参加する業者については、しっかりと積算を行った上で入札をしているという認識をしており、低入札価格調査対象となってから資料を作成するものではないと考えている。</p> <p>仮に提出期間を延長するという対応を行ったとしても、延長期間についてその都度判断していかなければならない。</p> <p>5日間という提出期間は、全国平均的な数値だと考えているので、適切に積算をした上で入札に参加をしている業者であれば、5日間で報告書の作成を行うことは可能であると考えます。</p>

○ 調査報告書を提出しない理由として、調査報告書の提出が期限に間に合わないという理由が挙げられている以上は、いつまで期間を延長すれば提出できるのかを確認し、期間を数日延長するといった試行的な方法を考えていただきたい。

○ 今後の課題として検討させていただきたい。

意見・質問	回 答
<p><b>事案2 一般競争入札</b>  <b>【安全対策交通信号機系統化等工事(市川市ほか)】</b></p> <p>○ 3者が低入札価格調査対象となっているが、低入札価格調査報告書の提出や事情聴取については、第1順位の業者のみ実施している。他の2者については、調査を実施しなくてもよいのか。</p> <p>○ 本工事の落札業者が、過去に同様の工事を施工したことはあるか。</p> <p>○ 低入札価格調査は、価格の積算のみではなく、報告書の内容や書類の不備も問われるということによいか。</p> <p>○ 後日、書類を提出し直すことはできるか。</p> <p>○ 提出期限5日間で、間違いのない報告書類を用意しなければならないということか。</p>	<p>○ 今回の入札は一般競争入札の総合評価方式であるため、評価値の高い順に落札予定順位が決定する。</p> <p>例えば、第1順位者が調査の結果無効となった場合、低入札価格調査対象となっていない第2順位者が落札となる。</p> <p>本案件の場合、報告書の提出を求めている2者については、評価値の順位が低いため、調査の有無に関わらず落札者となることができない。そのため、低入札者ではあるが、調査対象とはならなかったものである。</p> <p>○ 本案件の入札に参加した全ての業者は、同様の工事について施工実績を有している。</p> <p>低入札価格調査対象となり、その内容が確認できた業者は本工事の落札業者のみである。</p> <p>○ 全ての事項が確認対象となる。</p> <p>○ 基本的には認めていない。</p> <p>○ 積算に係る書類は、既に出てきていることが前提であり、内容確認、精査等に費やす期間が5日間であると考えている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案件では、調査基準価格を下回った業者が3者おり、同日に入札を実施している「安全対策交通信号機集中制御化（更新）等工事（茂原市ほか）」についても低入札価格調査となっているのは、予定価格の積算や調査基準価格の設定に問題があるのではないか。</li> <li>○ 本案件と、「安全対策交通信号機集中制御化（更新）等工事（茂原市ほか）」の工事内容の違いは何か。</li> <li>○ 特定の業者だけが、低入札で落札を繰り返していると、他の業者との経験値に差ができ、特定の業者の独壇場になるのではないか。</li> <li>○ 低価格入札であっても落札できるのであれば、今後、低入札調査基準価格を大幅に下回って入札してくる可能性はないか。</li> <li>○ 今回の入札における資格要件に該当する業者は何者か。</li> <li>○ 入札に参加した9者のうち、辞退している業者がいるが辞退の理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積算については、警察本部交通規制課において、年度ごとに単価の改定、見積り徴取による積算の見直しなどを図っているところであり、予定価格の積算に問題があるものとは考えていない。</li> <li>○ 2件とも制御機の工事であるが、本案件の「系統化」については、装置がそれぞれ電波時計を備え、単体で動いているため、信号の切り替え時間を合わせることで、交通の円滑化を図るものである。一方の案件は「集中制御化」の工事であり、交通管制センターにより各信号を制御するものである。</li> <li>○ 本案件の落札者だけでなく、他の業者も低入札価格調査報告書を提出しており、事情聴取を経験している。 また、同様の工事は千葉県だけでなく全国的に実施していることから、特定の業者が独壇場になるとは考えていない。</li> <li>○ 大幅に低い金額での入札は、低入札価格調査の失格基準に該当する可能性がある。</li> <li>○ 該当する業者は27者おり、そのうち9者が入札に参加した。</li> <li>○ 同日に実施されている他の入札案件に参加しているため、そちらに重点を置いたものと思われる。</li> </ul>
--	---

○ 一般競争入札については、参加申請を提出している場合、少なくとも入札参加への意欲があると考えられる。辞退者を減らすためには、事情に応じて発注方法等を変更すべきと思われるがどうか。

○ 辞退や未入札等の業者については、その理由について調査を行い、今後の発注方法に活かしていきたいと考えている。

意見・質問	回 答
<p><b>事案3 指名競争入札</b> <b>【福増浄水場中間ポンプ外設備整備工事】</b></p> <p>○ 指名業者選定理由の「当該工事と同程度の技術水準があること。」とは、具体的にどのような点を評価しているのか。</p> <p>○ 全国で同様の口径のポンプを分解整備した経験がある者が12者であったということか。</p> <p>○ 指名業者12者の選定はどのように行っているのか。</p> <p>○ 今回の指名業者の選定方法は、本案件に限った選定方法なのか。それとも、全ての発注工事において適用される選定方法なのか。</p>	<p>○ 本件工事の内容がポンプの分解整備工事であるため、全国で同程度の口径のポンプを分解整備した経験がある者を「当該工事と同程度の技術水準があること。」として評価した。</p> <p>○ 全国での施工実績数が多い者に、水道局での施工実績を加味して選定した。</p> <p>○ 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の機械器具設置工事に登載されている者のうち、指名停止措置を受けていない者で等級が「A」である者が301者おり、その中から過去15年間に同種の工事を受注した実績がある者で、新設及び大規模工事を専門に受注する者を除くと44者となる。</p> <p>さらに、その中から水道局発注工事の実績を有する3者を選定し、不足分の9者を、全国の実績数上位から選定した。</p> <p>○ 指名業者は、「千葉県水道局建設工事指名業者選定基準」に基づいて選定している。</p> <p>この基準に基づく選定は、本件工事のみではなく、水道局が発注する全ての工事に対して適用される。</p>



<p>○ 今回工事を行わない他のポンプは、どのように整備するのか。</p> <p>○ 中間ポンプ棟に設置されている5台のポンプに関しては、常に同じ業者が施工しているのか。 また、前回発注したのはいつか。</p> <p>○ 5者が入札を辞退しているが、辞退の理由を把握しているのか。</p> <p>○ 辞退理由で挙げられた問題については、今後の同種の工事の発注に関して、どのように活かしていくのか。</p>	<p>○ 福増浄水場には、中間ポンプが3台あり、1台が予備で最大2台までの運用となっている。 したがって、2台以上のポンプを同時に整備することは、運用上不可能となっている。 今回のポンプに関しては、7年周期で整備を行っているので、1年に1台ずつ順次整備を実施している。</p> <p>○ 同じ業者が受注している。 前回、2号機を平成26年度に整備しており、受注者は本案件と同じ業者である。</p> <p>○ 本件工事の辞退理由は、「手持ち工事等が多く、さらに受注することが困難であるため」などであった。</p> <p>○ 技術者の確保等については、工期を見直す等、工夫の余地があると考えている。</p>
--	---

<p><b>事案4 指名競争入札</b>  <b>【千葉県立千葉北高等学校屋内運動場天井撤去建築工事】</b></p> <p>○ 応札した4者が、全て最低制限価格と同額の入札をしている要因は何か。</p> <p>○ 業者側は本案件についてさらに低い価格で積算をしているが、失格となることを避けるために、予想される最低制限価格と同額の入札をしているのではないか。もしそうであれば、適正な予定価格であったといえないのではないか。</p> <p>○ 同額の入札をした4者でのくじ引きとなっているが、指名業者推薦書に記載されている各業者の総合点数（入札参加資格者名簿の審査に基づく）については、落札業者を決める際に考慮されないのか。</p> <p>○ このような案件を一般競争入札の総合評価方式で執行することはないのか。</p> <p>○ 昨年度から同様の天井撤去工事を進めているとのことだが、これまで何件程度発注しているのか。</p>	<p>○ 昨年度から、各県立学校の屋内運動場の天井撤去工事を進めており、予定価格を事前公表している同様の案件が複数存在するため、それを参考に最低制限価格を予想したものと考えている。</p> <p>○ 積算については、県の積算基準に基づいて適切に行っているところである。</p> <p>○ 指名業者を選定する際には総合点数（入札参加資格者名簿の審査に基づく）を考慮しているが、具体的案件の落札については金額で決定している。</p> <p>○ 千葉県では、予定価格が5000万円以上の工事については一般競争入札、5000万円未満の工事については指名競争入札によって入札を行っているため、本案件は指名競争入札となる。</p> <p>○ 昨年度は同様の天井撤去工事を20件行い、今年度は25件発注している。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"><li>○ これまでの同種工事の入札状況は、本案件と同様、くじで落札業者を決定する機会が多いのか。</li><li>○ 4者が最低制限価格と同額で、残りの指名業者は辞退又は未入札というのは極端な結果に思えるが、辞退した業者の辞退理由は何か。</li><li>○ 応札した業者は全て最低制限価格での入札、他は全て応札なしといった状況が複数発生していることを、長期的な問題と捉えて今後の方策を検討していただきたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ これまでの同種工事では、本案件のようにくじになるケースも複数発生している。</li><li>○ 本件で辞退した業者は、金額ではなく配置技術者不足を理由としている。</li></ul>
---	---

意見・質問	回 答
<p><b>事案5 随意契約</b>  <b>【県単港湾維持工事(千葉ポートタワー昇降機改修)】</b></p> <p>○ 随意契約理由はエレベーター製造業者しか施工できないという理由だが、他の業者が施工できる可能性はないのか。</p> <p>○ 見積の積算金額の算定は適切に行われているのか。  また、変更契約の内容を教えてほしい。</p> <p>○ 今回の改修の後、次の改修計画はいつか。</p> <p>○ エレベーターのメンテナンス体制はどうなっているのか。</p>	<p>○ エレベーターの装置が製造者独自の方式であり、各種システムと安全に連携させることができるのは、製造したメーカーのみである。  発注の前段階において、同種の他の製造メーカーに積算、見積等の照会を行ったところ、既存部材が残っている状況では施工できないという理由で、見積作成を辞退されているとのことであった。</p> <p>○ 見積額については、月々の法定点検及び年1回の定期報告を適切に行い、現場を熟知しているメーカーが算定しており、発注者としても金額の妥当性について適切にチェックを行っている。  変更契約については、工事中に不具合が生じたランプの交換に伴い、基板を変更したものである。</p> <p>○ 20年以上先と認識している。  今回のエレベーターについては、設置から32年間稼働した。部品の供給が難しくなった際に、本体ごと交換するか検討する予定である。</p> <p>○ ポートタワーの管理者である千葉市の指定を受けた指定管理者がおり、その下に本案件の契約業者がフルメンテナンス契約で入っている。</p>

## 委員講評

- 現在はオリンピックの開催に向けて、関連施設等の工事が佳境に入っている。技術者不足といった状況も起こっており、人件費も高騰している。

そのような状況を踏まえ、発注する工事の時期やあり方については状況に合わせて計画していかななくてはならないと感じている。

低入札価格調査制度については、毎回同じような議論となっているが、実態に合わせた制度の見直しを考えていく必要がある。

技術力や施工経験が無いために入札に参加できない企業については、発注者側が施工経験を持たせてやる等の対応を行うことで、地元企業の技術力を向上させていくことも行政の役割であると考えます。

- 公平公正な方法で、質の良い工事を安価に行うということが大前提だと思う。制度面から見直しを進めて頂き、我々の目指すべき方向に少しでも近づくのであれば、現行のルールを変えることについても積極的に行ってもらいたい。

- 発注の時期や、受注業者が偏ることのないような制度が必要だと考える。

- 様々な事例がある中で、どのような問題があるのか、どうすれば改善できるのかということを考え、最終的には住民の方々に理解してもらえるような契約方法を編み出していく努力をしてほしい。

低入札価格調査制度など、毎回議論となるようなものについては十分見直しの機会を設け、経済性の確保等を考えてほしい。